

平成 27 年第 1 回臨時会 （平成 27 年 5 月 27 日）

桶川北本水道企業団 議 会 会 議 録

桶川北本水道企業団議会

平成27年第1回桶川北本水道企業団議会臨時会会議録

目 次

招集告示	1
議事日程	2
第 1 号 (5月27日)	
出席議員	3
欠席議員	3
説明のための出席者	3
職務のため出席した者の職氏名	3
開会及び開議の宣告	4
議事日程の報告	4
諸報告	4
議席の指定	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	5
日程の追加	5
議長の辞職	5
日程の追加	6
議長の選挙	6
副議長の選挙	8
議会運営委員会委員の選任について	9
議会運営委員会委員長の互選について	9
企業長提出議案の上程、説明	11
第5号議案に対する質疑、討論、採決	12
閉会の宣告	12

桶川北本水道企業団告示第5号

平成27年第1回桶川北本水道企業団議会臨時会を次のとおり招集する。

平成27年5月20日

桶川北本水道企業団

企業長 小野 克典

1. 日 時 平成27年5月27日（水） 午前9時30分
2. 場 所 桶川北本水道企業団西庁舎大会議室
3. 付議事件
 - (1) 副議長の選挙について
 - (2) 桶川北本水道企業団職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

平成27年第1回桶川北本水道企業団議会臨時会日程

議事日程

平成27年5月27日

1. 議席の指定
2. 会議録署名議員の指名
3. 会期の決定
4. 副議長の選挙について
5. 議会運営委員会委員の選任について
6. 議会運営委員会委員長の互選について
7. 企業長提出議案の上程、説明
8. 議案の質疑、討論、採決

(1) 第5号議案

桶川北本水道企業団職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

平成27年第1回桶川北本水道企業団議会臨時会

平成27年5月27日（水曜日）

○出席議員（10名）

1番	滝瀬光一君	2番	北原正勝君
3番	島村美貴子君	4番	加藤正志君
5番	工藤日出夫君	6番	中村洋子君
7番	島野和夫君	8番	佐藤洋君
9番	新島光明君	10番	白田喜之君

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

企業長	小野克典君	副企業長	現王園孝昭君
事務局長	林博之君	事務局次長兼給水課長	倉金眞基君
総務課長	小高清隆君	業務課長	新井秋男君
施設課長	小島稔君	浄水課長	荒蒔政明君

○職務のため出席した者の職氏名

書記 堀 和 行 書記 中 村 正 夫

午前 9時40分 開 会

△開会及び開議の宣告

○議長（臼田喜之君） 改めまして、皆さんおはようございます。

定足数に達しておりますので、平成27年第1回桶川北本水道企業団議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

△議事日程の報告

○議長（臼田喜之君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承ください。

△諸報告

○議長（臼田喜之君） 日程に先立ちまして、議長より諸報告をいたします。

企業長より、平成26年度桶川北本水道企業団水道事業会計予算繰越計算書について報告がありました。報告書の写しを配付してありますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、3月19日の桶川市議会において、加藤正志議員が当議会の議員として当選されたので、ご報告いたします。

次に、5月18日、北本市議会において、滝瀬光一議員、北原正勝議員、工藤日出夫議員、中村洋子議員、島野和夫議員が当議会の議員として当選されたので、ご報告いたします。

△議席の指定

○議長（臼田喜之君） 日程第1、議席の指定を行います。

今回当選されました議員の議席は、会議規則第4条の規定により、議長において指定いたします。

滝瀬光一議員の議席は1番、北原正勝議員の議席は2番、加藤正志議員の議席は4番、工藤日出夫議員の議席は5番、中村洋子議員の議席は6番、島野和夫議員の議席は7番といたします。

△会議録署名議員の指名

○議長（臼田喜之君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長より指名いたします。

4番 加藤正志 議員

5番 工藤日出夫 議員

の両名を指名いたします。

△会期の決定

○議長（臼田喜之君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（臼田喜之君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

（午前 9時42分）

○臨時議長（工藤日出夫君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

（午前 9時43分）

△日程の追加

○臨時議長（工藤日出夫君） ただいま臼田喜之議長より議長の辞職願が提出されました。副議長が空席のため、地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

お諮りいたします。議長の辞職を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（工藤日出夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議長の辞職を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

△議長の辞職

○臨時議長（工藤日出夫君） 地方自治法第117条の規定により、臼田喜之議員の退席を求めます。

〔10番 白田喜之議員退席〕

○臨時議長（工藤日出夫君） 辞職願を事務局長に朗読いたさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○臨時議長（工藤日出夫君） お諮りします。白田喜之議員の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（工藤日出夫君） ご異議なしと認めます。

よって、白田喜之議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

白田喜之議員の復席を求めます。

〔10番 白田喜之議員復席〕

○臨時議長（工藤日出夫君） ただいま議長の職を辞職されました白田喜之議員から、退任の挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可します。

○10番（白田喜之君） 議長を退任するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

平成26年1月24日の臨時議会におきまして、皆様のご推挙により議長に就任させていただきました。以来今日まで大過なく議会運営の任務を全うすることができました。これもひとえに議員各位並びに執行部の皆様方の温かいご支援、ご協力のたまものと心より感謝を申し上げる次第でございます。このたび議長を退任いたしますが、引き続き企業団発展のため全力を傾注してまいる所存でございます。

皆様方のご支援、ご鞭撻を心からお願い申し上げます。退任の挨拶としたいと思います。ありがとうございました。

△日程の追加

○臨時議長（工藤日出夫君） ただいま議長の席が空席となりましたので、議長の選挙を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（工藤日出夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

△議長の選挙

○臨時議長（工藤日出夫君） お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（工藤日出夫君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（工藤日出夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

議長に、島野和夫議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました島野和夫議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（工藤日出夫君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名されました島野和夫議員が議長に当選されました。

ただいまの選挙により、議長に当選されました島野和夫議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により議長の当選人である旨、告知いたします。

それでは、議長に当選されました島野和夫議員より就任のご挨拶をお願いします。

島野議員。

○7番（島野和夫君） このたび、桶川北本水道企業団議会議長に就任させていただきました島野和夫でございます。もとより浅学非才な身ではございますが、議員の皆様並びに執行部の皆様のご指導、ご鞭撻を賜り、規律ある議会運営に努めてまいります。

まことに簡単ではございますが、議長就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○臨時議長（工藤日出夫君） これをもちまして、臨時議長の職をすべて終了いたしました。

ご協力いただきましてありがとうございます。

ここで暫時休憩いたします。

（午前 9時49分）

○議長（島野和夫君） それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

（午前 9時50分）

△副議長の選挙

○議長（島野和夫君） 日程第4、副議長の選挙を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（島野和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（島野和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に島村美貴子議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました島村美貴子議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（島野和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました島村美貴子議員が副議長に当選されました。

ただいまの選挙により副議長に当選されました島村美貴子議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、副議長の当選人である旨、告知いたします。

それでは、副議長に当選されました島村美貴子議員より就任のご挨拶をお願いいたします。

○3番（島村美貴子君） このたび桶川北本水道企業団議会の副議長に就任させていただきます島村美貴子でございます。微力ではございますが、円滑で公正・公平な議会運営のため、島野議長と連携を密にし、補佐役として誠心誠意取り組んでまいりますので、よろしく願いを申し上げます。

まことに簡単ではございますが、副議長就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろし

くお願い申し上げます。

- 議長（島野和夫君） ただいま、島村美貴子議員より議会運営委員会委員の辞職願が提出されましたので、これを許可いたします。
-

△議会運営委員会委員の選任について

- 議長（島野和夫君） 続いて、日程第5、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員会委員につきましては、議会運営委員会条例第3条の規定により、議長より北原正勝議員、中村洋子議員、臼田喜之議員を指名いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（島野和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました北原正勝議員、中村洋子議員、臼田喜之議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

△議会運営委員会委員長の互選について

- 議長（島野和夫君） 日程第6、議会運営委員会委員長の互選についてを議題といたします。

ただいま選任されました委員の方々を含めまして、議会運営委員会委員の方は次の休憩中、委員会を開き、委員長の互選を行い、その結果をご報告願います。

それでは、暫時休憩いたします。

（午前 9時54分）

- 議長（島野和夫君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

（午前 9時57分）

- 議長（島野和夫君） 議会運営委員会委員長からご報告がありましたので、ご報告いたします。

議会運営委員会委員長に新島光明議員、副委員長に中村洋子議員が互選されました。

以上でございます。

○議長（島野和夫君）　ここで、企業長及び副企業長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

企業長。

○企業長（小野克典君）　貴重なお時間を賜りましてありがとうございます。

5月1日より企業長に就任しました桶川市長の小野でございます。一言ご挨拶申し上げさせていただきます。

当企業団は、昭和38年10月の創設以来、水道法第1条に定めます水道事業の目的でもあります「清浄にして豊富、低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与する」ため、健全な事業運営に努めてきたところでございます。

しかしながら、近年、水道事業を取り巻く環境は大きく変化しております。少子高齢化や節水型機器の普及などによりまして水需要が低迷し、当企業団におきましても給水収益が大きく減収となっております。その一方、水道施設の老朽化は進んでおり、石綿セメント管をはじめとします老朽化した水道施設の更新を推進し、地震などの災害に強い水道施設の構築が求められているところでございます。

そのような中、市民の皆様へ安心・安全な水道水を安定的に供給するため、新たに就任いたしました現王園副企業長のご協力のもと、職員ともども水道事業の運営に全力で取り組んでまいり所存でございますので、今後とも議員の皆様方の温かいご支援ご協力を賜りますようお願いを申し上げます、一言就任の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（島野和夫君）　続いて、副企業長。

○副企業長（現王園孝昭君）　審議前の貴重なお時間をいただきまして恐縮ですが、一言ご挨拶を申し上げます。

5月1日より副企業長に就任いたしました現王園でございます。同時に5月1日より北本市長として市政を担当させていただいております。

ご承知のとおり、水道事業に求められる使命は、安全・安心な水道水を安定的に市民の皆様へ供給することと考えております。この重要な使命を念頭に置きまして、全力を尽くして小野企業長を支え、水道事業の運営に努めてまいり所存でございますので、議員の皆様におかれましてはこれまで同様にご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

簡単でございますけれども、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

△企業長提出議案の上程、説明

○議長（島野和夫君） 日程第7、企業長提出議案を上程いたします。

第5号議案を議題とし、提案理由の説明を企業長に求めます。

企業長。

○企業長（小野克典君） それでは、本日もご提案申し上げ、またご審議をいただきます議案につきまして概要をご説明申し上げます。

第5号議案 桶川北本水道企業団職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、平成26年2月21日に地方公務員法の一部を改正する法律が施行され、新たに配偶者同行休業制度が創設されたことに伴いまして、同条例を制定するものでございます。

以上をもちまして本臨時会に提出いたしました議案の説明を終わりますが、事務局に補足して説明をいたさせますので、よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（島野和夫君） 総務課長。

○総務課長（小高清隆君） おはようございます。

それでは、議案の補足説明をさせていただきます。

第5号議案 桶川北本水道企業団職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、ただいま企業長の提案理由の説明でもございましたように、地方公務員法が一部改正されまして新たに配偶者同行休業制度が創設されたことに伴い、同条例を制定するものでございます。

この制度は、公務において活躍することが期待される有為な地方公務員の継続的な勤務を促進するため、職員が外国で勤務等をする配偶者と生活をともにすることを可能とする休業制度として設けられたものでございます。具体的には、職員の配偶者が行う外国での勤務や事業の経営、個人が外国で行う職業上の活動、外国の大学等における修学などが6カ月以上にわたり継続することが見込まれる場合、職員が外国に住所または居所を定めて滞在する配偶者と生活をともにするため、3年を超えない範囲内で休業を取得できる制度でございます。

このほか附則におきましては、本条例の制定に伴い、関係いたします桶川北本水道企業団職員の育児休業等に関する条例及び桶川北本水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関

する条例につきまして、配偶者同行休業を規定する所要の改正を行うものでございます。

以上で補足説明を終わりとさせていただきます。よろしくお願いたします。

△第5号議案に対する質疑、討論、採決

○議長（島野和夫君） 日程第8、議案の質疑、討論、採決を行います。

第5号議案 桶川北本水道企業団職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（島野和夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（島野和夫君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより第5号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（島野和夫君） 起立全員であります。

よって、第5号議案 桶川北本水道企業団職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△閉会の宣告

○議長（島野和夫君） 以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件はすべて終了いたしました。

これにて平成27年第1回桶川北本水道企業団議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午前10時05分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

前 議 長 白 田 喜 之

臨 時 議 長 工 藤 日 出 夫

議 長 島 野 和 夫

署 名 議 員 加 藤 正 志

参 考 资 料

議案の審査結果

企業長提出議案

議案 番号	件名	審査結果	
		月日	結果
5	桶川北本水道企業団職員の配偶者同行休業に関する条例の 制定について	5月27日	原案可決

